

○山形県公安委員会に対する再審査の申請及び事実の申告に関する規程

平成19年6月14日

公安委員会規程第3号

改正 平成21年5月28日公安委員会規則第4号

平成28年4月1日公安委員会規程第3号

令和元年6月28日公安委員会規程第1号

令和3年8月31日公安委員会規程第3号

注 平成28年4月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規程は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）の規定による山形県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対する再審査の申請及び事実の申告（以下「不服申立て」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(物件の提出)

第2条 法及びこの規程の規定による公安委員会への物件の提出は、山形県警察本部警務部留置管理課を経由して行うものとする。

2 不服申立てを受理したときは、不服申立て受理簿（別記様式第1号）を作成するとともに、その写しに当該不服申立てに関する書面の写しを添えて当該留置業務管理者に送付するものとする。

(調査官)

第3条 山形県警察本部長は、法の規定により公安委員会が行う調査（以下「調査」という。）に関する事務を補佐させるため、調査に関する事務を行うについて必要な知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができると思われる警察本部の職員のうちから調査官を指名するものとする。

2 調査官の指名は、個別の不服申立てがあった都度行うものとする。

3 調査官は、法の規定による裁決又は通知がなされるに熟したと認めるときは、速やかに調査経過調書を作成し、これを公安委員会に提出して調査の状況を報告しなければならない。

(報告及び物件の提出命令等)

第4条 公安委員会は、法第230条第3項及び第232条第3項において準用する法第160条第2項の規定により留置業務管理者に対して報告を命ずるときは、報告命令書（別記様式

第2号)を送付して行うものとする。

- 2 公安委員会は、法第230条第3項及び第232条第3項において準用する法第160条第2項の規定により留置業務管理者に対して物件の提出を命ずるときは、物件提出命令書(別記様式第3号)を送付して行うものとする。

(物件の提出の通知等)

- 第5条 公安委員会は、法第230条第3項及び第232条第3項において準用する法第160条第2項の規定により不服申立人(不服申立てをする者をいう。以下同じ。)その他関係者(以下「不服申立人等」という。)に対して物件の提出を求めるときは、物件提出依頼書(別記様式第4号)を送付して行うものとする。

(提出を受けた物件の管理)

- 第6条 公安委員会は、第4条第2項及び前条の規定により物件の提出を受けたときは、不服申立て証拠物件等保管簿(別記様式第5号)に必要な事項を記載するとともに、当該物件を提出した者に対し、証拠物件等預り証(別記様式第6号)を交付するものとする。

- 2 公安委員会は、必要がなくなったときは、提出を受けた物件を速やかにこれを提出した者に返還しなければならない。この場合において、当該物件の返還は、還付請書(別記様式第7号)と引換えに行わなければならない。

(質問の通知)

- 第7条 公安委員会は、法第230条第3項及び第232条第3項において準用する法第160条第2項の規定による不服申立人等に対する質問をすることを決定したときは、質問通知書(別記様式第8号)を不服申立人等に送付してその旨を通知するものとする。

- 2 公安委員会は、質問をしたときは、次に掲げる事項を記載した質問録取書を作成し、これを当該質問を受けた者に読み聞かせて誤りのないことを確認した上、その者に署名を求めるとともに、録取者に署名させるものとする。この場合において、当該質問を受けた者が署名を拒絶したときは、当該質問録取書にその旨を記載するものとする。

(1) 事案の件名

(2) 質問の日時及び場所

(3) 質問を受けた者の氏名及び住所

(4) 質問の概要

(一部改正〔令和3年公安委員会規程3号〕)

(検証調書)

- 第8条 公安委員会は、法第230条第3項及び第232条第3項において準用する法第160条

第2項の規定による検証をしたときは、次に掲げる事項を記載した検証調書を作成するものとする。

- (1) 事案の件名
- (2) 検証の日時及び場所
- (3) 検証の結果
- (4) 前各号に掲げるもののほか、不服申立ての調査に必要な事項

(一部改正〔平成28年公安委員会規程3号〕)

(補正の命令)

第9条 法第230条第3項及び第232条第3項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「審査法」という。）第23条の規定による補正の命令は、補正命令書（別記様式第9号）を送付して行うものとする。

(一部改正〔平成28年公安委員会規程3号〕)

(執行停止の通知)

第10条 公安委員会は、法第230条第3項において準用する審査法第25条第2項の規定による執行停止をしたとき又は当該執行停止をしないときは、執行停止（不停止）通知書（別記様式第10号）を不服申立人及び留置業務管理者に送付してその旨を通知するものとする。

(一部改正〔平成28年公安委員会規程3号〕)

(執行停止の取消しの通知)

第11条 公安委員会は、法第230条第3項において準用する審査法第26条の規定により執行停止を取り消したときは、執行停止取消通知書（別記様式第11号）を不服申立人及び留置業務管理者に送付してその旨を通知するものとする。

(一部改正〔平成28年公安委員会規程3号〕)

(手続の併合又は分離の通知)

第12条 公安委員会は、法第230条第3項及び第232条第3項において準用する審査法第39条の規定により数個の申請等を併合し、又は併合された数個の申請等を分離したときは、手続併合（分離）通知書（別記様式第12号）を不服申立人及び留置業務管理者に送付してその旨を通知するものとする。

(一部改正〔平成28年公安委員会規程3号〕)

(申請等の取下げの通知等)

第13条 公安委員会は、不服申立人から法第230条第3項及び第232条第3項において準用

する審査法第27条の規定による不服申立ての取下げの申出があったときは、当該不服申立人に不服申立て取下げ書（別記様式第13号）を提出させるものとする。

- 2 公安委員会は、不服申立て取下書を受理したときは、その旨を書面により留置業務管理者に通知するものとする。

（一部改正〔平成28年公安委員会規程3号〕）

（裁決）

第14条 法第230条第3項において準用する審査法第50条第1項の規定による裁決書の様式は、裁決書（別記様式第14号）のとおりとする。

- 2 法第230条第3項において準用する審査法第51条第2項又は第4項の規定による裁決書の謄本の送付は、当該謄本に裁決書謄本送付書（別記様式第15号）を付して行うものとする。

- 3 公安委員会は、法第230条第3項において準用する審査法第51条第2項ただし書きの規定により公示の方法による送達をしたときは、その旨を書面により留置業務管理者に通知するものとする。

- 4 第1項の規定は、公安委員会に対する事実の申告について準用する。この場合において、「裁決書（別記様式第14号）」とあるのは「通知書（別記様式第16号）」と読み替えるものとする。

（一部改正〔平成28年公安委員会規程3号〕）

附 則

この規程は、制定の日から施行する。

附 則（平成28年4月1日公安委員会規程第3号）

この規程は、制定の日から施行する。

附 則（令和元年6月28日公安委員会規程第1号）

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和3年8月31日公安委員会規程第3号）

- 1 この規程は、令和3年9月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。